

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	射水市
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852

執行機関名 射水市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱による障害者の成年後見制度利用支援に係る助成金の支給に関する事務
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1 第24の項 射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱による障害者の成年後見制度利用支援に係る助成金の支給に関する事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、射水市に居住する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者又は、射水市が支援する知的障害者及び精神障害者(以下「認知症高齢者等」という。)の成年後見制度の利用を支援することにより、認知症高齢者等の権利の擁護を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成17年11月1日告示第51号)